

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	香庄	令和4年2月1日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15. 5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15. 3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7. 6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6. 1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6. 4ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

受益面積15ha余りの農村集落であるが、近年農家の高齢化、後継者不足という迫り来る課題について協議を行ない、将来的に地域の農地や環境を守り育ていく為には、地域内に農業法人の設立が急務であるとの結論に至り、令和3年10月に農業法人を設立、以降離農者が相次ぐ事を想定し、農地中間管理機構等を経由して農事組合法人への面積移行を図る必要がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当受益地区内における農作業の中心経営体は現在、転作(麦・黒大豆)を基幹作物として設立された農事組合法人と認定農家1経営体、水稲作を基幹作物とする個人農家で構成されており、大半の農家が農業後継者不在の状況にあり、早期の転作法人から水稲作受託法人への移行と、農機オペレーターの育成が望まれる。
当地区内には、地区外に農地を購入されている農家もあり、現在では順次1経営体の認定農家が受託契約を結び経営を行っているが、農事組合法人の経営体制が整った段階での受託者移行を行う。
農地の中心経営体への集積と共に、将来に繋がる確立した農業法人としての経営感覚が問われると考え、少数精鋭によるスマート農業の積極的な導入と、水稲+戦略作物(麦・大豆作)の作付面積を減らしつつ、秋冬野菜を中心とした野菜の周年栽培に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2人	水稻・麦・大豆	9.1 ha	水稻・麦・大豆・野菜	15.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

米価の下落、肥料、農薬価格の更なる高騰により、農家の農業経営意欲も減退し、個人所有の農業機械の更新には限界もあり、農家個々の高齢化や後継者問題が拍車を掛け、農地の法人組織への移行は想定した年度より早い段階で完了するものとする。片や農事組合法人では、農地の維持管理、収益確保に向け、農業後継者を確保するための農家子息等を対象に、様々な勉強会を開催し、更には農業機械の大型化に備えて免許取得を行っている。